

## 第 63 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 26 年 8 月 5 日 (火) 15 時 30 分～17 時 30 分
2. 場 所 本庁舎 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員 (敬称略・五十音順)  
荒川雅行、北村新三、竹内由美、千木良悦子、中川丈久、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子、三原敦子
  - (2) 実施機関の職員  
環境局資源循環部業務課長  
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課長  
水道局事業部業務課長  
長田区まちづくり推進部まちづくり課長  
保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所担当課長  
保健福祉局健康部結核・感染症担当課長  
保健福祉局総務部保護課長  
教育委員会事務局健康教育担当部長  
市民参画推進局参画推進部市民情報サービス担当課長 ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
1 名
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①神戸市家庭ごみ収集車 (市有車) へのドライブレコーダーの設置について
    - ②児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加について
    - ③長田区における空家実態調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について
    - ④高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う電子計算機処理について
    - ⑤身元不明者に係る情報の兵庫県 (警察) との共有について
    - ⑥中学校給食予約管理システムの導入について
    - ⑦番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ①神戸市家庭ごみ収集車 (市有車) へのドライブレコーダーの設置について  
環境局資源循環部業務課から、神戸市家庭ごみ収集車 (市有車) へのドライブレコーダーの設置について、条例第 7 条 (収集の制限) に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその

概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 50 時間記録ということで 1 週間経過するとメモリーカードを変えないといけないのですね。
- 業務課 通常 1 日 6～8 時間程度の映像となりますので 50 時間、1 週間程度で上書きされ消えていくこととなります。
- 委員 資料の個人情報の保護のところ、運用面での保護安全対策で、解析装置の操作については操作者を限定するということですがそれは誰になりますか。
- 業務課 ドライブレコーダーの運用基準の第 2 条で、統括管理責任者、管理責任者、操作担当者をそれぞれ定義しています。統括管理責任者及び管理責任者の責務につきましては第 4 条で、統括管理責任者は資源循環部長、管理責任者は事業所所長、庶務課長、業務課長としております。統括管理責任者、管理責任者につきましては操作担当者に基準を遵守させるということで定義しています。操作担当者については第 5 条で、事業所の副所長、庶務課庶務係長、業務課業務第 1 係長及び各管理責任者が指定する各所属の職員と定義しております。
- 委員 あいまいなのが、操作担当者が事業所によってばらばらなのですね。第 5 条のところの「各管理責任者が指定する各所属の職員とする」というのは各所属が決められるのですね。
- 業務課 各管理責任者が指定する特定の職員ということで実務の作業者になります。その事業所には作業長、総作業長、作業長補佐という役職者がおりますので、事業所ごとに適格であると判断する職員を指名することを考えております。
- 委員 それで公平、公正、というところでは大丈夫でしょうか。
- 業務課 大丈夫だと考えております。
- 委員 1 週間、何も事故がなければ見ることはないのですね。

- 業 務 課 そうです。順次、上書きで消えていくことになります。
- 委 員 冒頭の説明の、ドライブレコーダー導入の目的、必要性のところ、交通事故が昨年で 68 件起きているということですが、事故原因に関するところ、過失が収集車側にあるのか相手側にあるのか、その辺の実態はどうなっているのでしょうか。
- 業 務 課 係争中のものもありますが、68 件の内訳は、市に全責任があるものが 47 件、双方に責任があるものが 11 件、市には責任がないものが 10 件となっています。
- 委 員 収集車側に責任、過失がある事例というものが圧倒的に多いわけですね。
- 業 務 課 そうです。電柱や車止めとかに擦るとかといった小さなものも含まれますが。
- 委 員 作業員の側の安全に対する配慮に問題があるケースが圧倒的に多いというわけですね。
- 業 務 課 そうです。先ほどの市に全責任がある事例が 47 件で半分以上ということですので。収集作業の方を効率の点などで、3 名乗車体制から 2 名乗車体制にしたこともあり、安全面には配慮するようにっております。また、狭隘なところをいくということもあり事故防止等注意するようにしておりますが、今回、ドライブレコーダーを設置して、より安全を図っていきたいと考えております。
- 委 員 事故原因が圧倒的に収集車側にあるとしたら、ドライブレコーダーを設置したとしても事故の防止に直接つながるというわけではありませんね。ただ、ヒヤリハット事例とか危険事例の解析を通して作業員にもっとしっかり安全に配慮するよう指導をするという点では使えると思うのですけど。それだけ収集車の側に過失のある事例が多いということは、作業員の安全教育をもっとしっかりやっていただかないといけないということですね。
- 業 務 課 研修等に役立てたいと考えております。
- 委 員 そもそも何が個人情報なのですか。

- 業務課 4 方向に設置したカメラにより、たまたま撮れてしまう個人、撮影されてしまう範囲が個人情報ということです。
- 委員 たまたまそこを通りかかった人が撮影される、それが個人情報ですね。業務をしている人は仕事でやっているわけで、しかも複数でやっているわけですが、この人たちにとってみれば個人情報ではないわけですね。たまたまそこを通っている人たちのことを言っているわけですね。ドライブレコーダーを収集車に取り付けることによって作業員の個人情報が侵されるということであればここに書かれていることは理屈が成り立つのですが、たまたま通りかかった人、ゴミを出しに来た人が写ってしまうということであれば書かれていることについて言及されていないので、すから説明が食い違っているような気がします。
- 業務課 収集した情報を、職員の研修や、開示請求に基づく開示の際には、たまたま写りこんでいる第三者の方についてのデータを削除するという方法で開示あるいは、研修に使用するということです。
- 委員 やろうとしていることは全然反対してないですよ。やったら良いと思います。ここに書かれていることが意味をなしてないと思います。たまたま写った人の個人情報を言うのならばそこだけを言えば良いだけで。
- 委員 たまたま写った人というのは、常時データの場合にはいろいろな人が写りこんでくると思います。現実には物損の場合にはたまたまそばにいた人、物損もしくは収集車の自損事故のような場合、自損の原因がなんであるのかということ解析する際にたまたま通りかかった人が写っている場合、その人が邪魔になったのか関係ないのかといったことであったり、人身事故であれば、人身事故の当事者自体ということも撮影の対象になってくるのですから、ドライブレコーダーの目的と収集情報には関係がないとはいえないと思うのですけど。主として常時写しているものというよりも、事故の時の突発的な場面というのが一番重要なわけであって、その際いろいろな人が写りこんでいたり、いろいろな人の所有物が写りこんでしまう。たとえば家の表札、家の様子までが写りこんでしまうとならば、それもどういう状況であったのかというのは、事故原因の解析であったり、過失の割合、責任の有無を認定するうえで必要な情報なので、個人情報であっても収集しておかないと今の事故原因等の調査に役立たないという意味で、ここに書かれていることはそれなりに理由があると考えられます。以前にあった不法ゴミの投棄場所を撮影するカメラ

の設置についてという議論の時の、不法ゴミ投棄をしていない、たまたま通りかかった人や車も写りこんでしまうのではないかという議論があった時とわりと似た話で、本来の目的とするものだけを写しこむことは無理なので、やむなく写りこんでしまう個人情報をどうするのか、保護できるのかという議論だと思うので、審議会において、本来の目的のために不要なものも写ってしまっても保護しないといけないという議論であると考えます。

○事 務 局 今回収集させてもらう情報については諮問書に列挙しておりますが、4つのカメラから写りこむ情報ということで、結果として写りこむ情報についても個人情報の収集にあたりますので、それについての適切な取扱いをしっかりと行うと資料をもって宣言させていただくといった意味合いもございます。また、以前、平成20年ですけれども、市バスのドライブレコーダーにつきましても諮問させていただき答申を頂戴しているという経緯もありますのでご参考に申し上げます。

○委 員 いろいろご質問ございましたが、4台のカメラにたまたま写りこんだ車両や人物の画像といったものが中心になってくるのですね。そういったものについては識別できないような配慮をして解析するということですね。他に何か意見はございませんか。それではこの諮問案件について審議会の意見をまとめたいと思います。

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置につきましては、事故とかヒヤリハットといった危険事例のデータを収集しこれらのデータを事故原因の解析や事故防止対策あるいは安全教育に活用するというので、家庭ごみ収集における、一層の安全走行や作業、事故防止につながるということで、条例にいいます公益に資するものであると認められると思われまます。個人情報の保護措置についても十分な措置が取られる予定であるということですので結論としましては妥当としたいと思いますよろしいでしょうか。

○委 員 異議なし。

## ②児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 基本的なことです。制度的には死別した母子を対象ということは変わらないのですね。
- こども家庭支援課 はい、変わらないです。
- 委員 資料の効果のところですが、公的年金給付との併給ができることとなるものの、その他の要件は離婚・未婚等を事由とする受給資格者と変わらないということですが、よく意味が分からないので説明をお願いいたします。
- こども家庭支援課 従来の児童扶養手当の対象となる世帯に加え、この度の新しく、年金を受給している世帯が同じ対象になるということです。一元的にシステム上も管理を行うということになりますので、この度新しく対象となった方だけを別に扱うということは効率的ではありませんのでこういう書き方をしております。
- 委員 児童扶養手当の受給者として死別した場合以外に、離婚とか未婚の場合も対象になるのでしょうか。母子家庭であるということについて。
- こども家庭支援課 通常の児童扶養手当についてはそうです。離婚も未婚の方もひとり親ということで対象になってきます。
- 委員 それでその他の要件については共通であるため一元的に管理しないといけないということですね。他にいかがでしょうか。質問はありませんでしょうか。それではこの諮問案件について審議会の意見をまとめたいと思います。
- 児童扶養手当における福祉情報システムの情報項目の追加についてですが、児童扶養手当に係る公的年金等の受給者の併給調整に伴う差額支給の算定並びに管理を行うため電子計算機処理が不可欠であるということ、あるいは当該事業の迅速かつ正確な事務執行を確保する観点から、公益に資するものであると認められます。さらに個人情報保護も徹底されることであるということで、答申としましては妥当としたいと思います。よろしいでしょうか。

○委 員 異議なし。

③長田区における空家実態調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について

長田区まちづくり推進部まちづくり課から長田区における空家実態調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 それではただ今の説明につきまして、ご質問ご意見ございましたらよろしくお願いたします。

○委 員 調査の背景として長田区では空家が多いということ、空家に関しては倒壊や犯罪につながる抽象的な危険、不安があるということは分かったのですが、長田区で空家の実態調査をしてそれを将来に生かすといわれるだけで、具体的にどのような形で、もしくは、どういうことを考えているのか。とりあえず実態調査を試みようというだけではなぜこの調査が必要なのか説得力がないように思われます。どのように利用するのか、将来的に対策は考えるとのことですが、何か具体的な方策というか考えていることはないのでしょうか。

○長 田 区 具体的には使える住宅と使えない住宅の二つに大別されると思います。使える住宅については、地域の方が使われる、福祉的な利用をされる、最近の長田区で例としてあったのが、芸術家が集まって使うということがありました。長田区がコーディネートしながらそういう使い方ができないか考えていきたいと考えております。

○委 員 今回は長田区に空家が多いということで、長田区のみが対象とされていますが、将来的には他の区の調査ということも考えていらっしゃるのでしょうか。

○長 田 区 長田区役所で答える話ではないかもしれませんが、長田区が空家率が高いということで先行的にモデル実施をやろうと今年度予算をつけてやっておりますので、長田区での調査の実績、結果等をふまえて全区的にやっていくのか住宅都市局等と検討していきたいと考えております。

○委 員 水道利用者情報利用の必要性和効果のところ、水道情報の利用が良いということが書かれているのですが、オートロックであったり、共同住

宅であったら正確な情報が得られないということですが、水道の閉栓の情報がオートロックの住宅であった場合どうするのですか。入れないですが。長田区だけがなぜこのようなことをしないといけないのか。市民の安全とか考えるのであれば、全市的なことでやっていくということと言われるのであれば納得もできるのですが。その利用の仕方についても今の間接的なことであったり住宅都市局と相談するであったりすごく曖昧な感じがしますし、そのために税金を使って良いのかなということも思ったりします。悪いことではないと思うのですけれども、もう少し全市的な立場で空家住宅についてどうするのだ、ということがここで議論されるのが望ましいのではないのかなと。倒壊の恐れがあるとか市民の生活に危険があるのだといったことがあるので良いとは思いますが、ただ、調査が長田区だけであったり、これまでのやり方ではだめだと言いながらオートロックの入れないところが閉栓していたらどうするのかという問題とか、この文書を読む限りではなかなか理解できないというふうに思いました。

- 長 田 区 オートロックについては一例として挙げさせていただいております。オートロック以外でも水道の閉栓情報をもらわずに調査をしようとすると、一件一件回っていかないとわからないということがありますので、その点で効率化というのが、オートロック以外のところで図られると考えております。オートロックの住宅については閉栓情報が得られても現地確認はなかなか難しいと考えております。全市的に取り組むべきではというお話がありました。調査の背景のところでは10万5千戸が市内の空家の数になっております。いきなり10万5千戸を一気にやるのは難しいと思いますので、まずは最も課題の大きい長田区からスタートするというふうに考えていただければと思います。久元市長も、使える住宅は使って、使えない住宅は除却をしていって、空家についてもそういう方向でやっていきたいと申しておりますので、そのように考えております。
- 委 員 やることは必要だと思うのですが、1万件を長田区まちづくり課だけで現地調査をされるのではすごい労力になりませんか。
- 長 田 区 そこは業者へ委託とします。
- 委 員 委託されるのですね。事業者というのはそういうことですね。老朽度などの判断はすごく難しいと思うのですけれど。わかりました。



○委員 他に意見はないでしょうか。それでは、審議会としての意見をまとめたいと思います。

長田区における空家実態調査のために水道利用者情報を利用することは、より効果的で、精度の高い現地調査結果が得られるということで公益に資するものであると考えられます。また、調査結果の迅速で正確な整理、分析を行うためには電子計算機処理が不可欠であるということで妥当としたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員 異議なし。

④高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う電子計算機処理について

保健福祉局健康部予防衛生課から高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う電子計算機処理について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 本年 3 月に一度類似の案件を諮問いただいているのですね。

○予防衛生課 神戸市独自でやっていたものにつきまして 3 月に審議いただき、承認いただいております。今回、対象の追加と処理項目の追加ということで審議をお願いしております。

○委員 3 月に一度、審議会場で審議しており、基本的な問題点についてはクリアしているということで、特に質問等はありませんか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴い、住民基本台帳、身体障害者手帳、介護保険被保険者に係る必要な情報の提供を受けて、当該予防接種台帳を電子計算機処理することは、迅速、効率的な接種対象者の把握や、接種履歴の管理が可能となり市民サービスの向上につながり公益に資するものであると認められます。また、個人情報の保護も徹底される予定であるということで答申としましては妥当としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

⑤身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）との共有について

保健福祉局総務部保護課から身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）との共有について、

条例第7条（収集の制限）及び第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 それでは質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 2点ありまして、まず1点目ですが、警察や近隣自治体への情報提供ということですが、今までもやってきたのは生活保護の要否の判定のための提供で、今後は身元確認、行方不明届出者、届け出を行った親族等が発見できるようにというふうに目的が違うということなののでしょうか。それとも一度生活保護の要否の判定の折に警察へ情報提供しているのですが、その情報は警察は保持できない、情報を消さないといけないから、その後、届け出があった場合には使えないということですか。更なるという意味が今一つわからないことが一点と、もう一点は、本人が明確に拒否した場合を除きということですが、本人が同意した場合に外部提供するという仕組みであると考えてよろしいか、この2点です。
- 保護課 更なるという点で少し分かりづらい表現を使いまして申し訳ありません。従来から、生活保護の適用につきましては、本人の身元が不明であっても、例えば、入院している状態とか、明らかに要保護状態であれば、生活保護が適用できております。ただ、今日、全国的に問題になりましたように、本人の身元が不明のまま生活保護を適用する、また、長年その地で暮らすということが大きな問題になっておりますので、明確に本人の身元を確認したうえで、本人を特定して、生活保護を正確に実施するということを進めていきたいと考えております。個別にさまざまな情報を警察、もしくは関係機関に提供ということは従来からもしてきましたが明確なルールがありませんでしたので、統一的なルールによりまして、より身元が明らかになるような形を県下で取り組んでいきたいということですので、神戸市としても協力していきたいと考えております。明確に本人が拒否した場合ということですが、身元が不明な方の多くが、会話が困難な方、精神疾患ですとか記憶をなくしていたりとか、それ以外の理由で会話ができない方もいます。そういった方については同意も取れないわけですが、ある程度、意思能力あって自分の身元を明かしたくないということでしたらそれについて、強制的にこういう形の対応はとれないと考えておりますので、このような表現にしております。
- 委員 一点目ですが、従来からやっていたものと同じことをやるということですか。

○事務局 当初、急迫保護時に、この方の身元を知らないといけないので、その時の、さまざまな情報の収集・提供につきましては、個人情報保護条例の、第9条第1項3号「個人の生命・身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」が適用できたわけですが、生活保護が適用され一定落ち着いてくると、この条文が適用しづらいということで、今回、念のために諮問させていただいております。

○委員 わかりました。

○委員 他に質問はございませんでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。  
最近、この問題は大きな社会問題になっております。特に警察との連携が不十分だったのではないかとということで、批判もあるということです。そこで身元不明者に係る生活保護受給者情報を兵庫県を通して警察と共有することにより、より迅速で、実効性の高い身元確認ができるということで、公益に資するものであると思われまます。また個人情報の保護につきましても徹底される予定であるということですので妥当としたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員 異議なし。

#### ⑥中学校給食予約管理システムの導入について

教育委員会事務局指導部健康教育課から中学校給食予約管理システムの導入について、条例第7条（収集の制限）及び第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 インターネットを使えない人というのはいないのですか。

○健康教育課 インターネットを使える、持っても使わないなどいろいろあると思います。それでマークシートということで紙ベースでも給食の申し込みが行えるようにしています。

○委員 生活保護対象者という情報も、システムを管理する外部委託事業者へ行くということなのでしょうか。

○健康教育課 生活保護や就学援助に関しては職員が直接データの更新を行います。ただ、データセンターのサーバにはデータが保存されております。

- 委員 それは、事業者は見ることはできるのですか。
- 健康教育課 事業者は見ないという運用を考えています。
- 委員 仮に見たとしても学生番号とかで個人が特定できないとかいうことではなく、見れば分かってしまうということですか。そこは大丈夫ですか。興味本位で見ってしまうというのが最近よくありますが。
- 健康教育課 データセンターから持ち出しはできないようになっています。
- 委員 かなりセンシティブな情報ですよ。自治体の中で管理しているならば、問題が起きても職員の問題ですが、外部に出すということなので、仮に見ることができるとしても、具体的に誰かということがわからないように操作しておかないといけないのではないかなと思います。そこが気になります。
- 事務局 ご指摘は予約管理システムの保守運用委託事業者におけるデータの取扱いという趣旨ですか。
- 委員 そうですね。この生徒が生活保護ないしそれに準ずる取扱いを受けている生徒であるという個人情報、情報を見れば個人が特定できるという状態で外部委託事業者へ行くというのはかなり危ないのではないかと。何か工夫しておかないと。乱数表化するとか方法はわかりませんが。今までそんなことをしたことがありましたか。完全にシステム的に見れない、見ても全然意味が分からないようにしているのであれば良いのですが。
- 委員 今回の質問はシステムを開発している又は運用している業者へデータが行くのではないかということですね。
- 事務局 食材業者や調理業者には情報は行かないのですけれども。
- 委員 システムを運用する事業者にはデータを渡すわけでしょう。
- 事務局 予約管理システムの委託事業者にはデータは渡ります。そこから提供する情報は〇〇学校で何食いとかなの必要最小限の情報になります。

- 委員 給食調理事業者には行かないのですね。
- 事務局 行かないです。
- 委員 給食調理事業者には行かなくてシステムを開発運用するところには行く。
- 委員 保守運用だけですか。
- 健康教育課 そうですね。給食調理事業者には行きません。
- 委員 守秘義務契約は行うのですね。こういうデータを隠してするのは難しいのではないかと思います。
- 健康教育課 委託業者も権限によって制限をかけます。サーバを管理するところは保守委託業者という縛りということになります。
- 委員 保守運用の仕事をするためにはそこを隠して委託することは不可能であると説明があれば分かるのですけど。
- 委員 不可能かどうかは言えませんが、なかなか難しいのではないかと思います。
- 委員 必要だから、本当に仕方がないから出すというのが基本ですよ。
- 委員 契約の時に守秘義務をきっちり確認していただくしかないと思います。
- 委員 開発と運用は同じ業者ですか。
- 健康教育課 同じです。
- 委員 それでは、どうしようもないですね。データベースの中を見れないようにすることは可能かもしれませんが、開発が同じところではデータ構造が分かってしまうので見る事ができてしまいます。契約をきっちり結んでいただくしかありません。
- 委員 開発と運用を分けないといけないとか、今まではそんなことは言ってこなかったのですね。

- 委員 開発と運用を分けるとそれはそれで難しくなります。
- 委員 そこはそういう説明があれば良いと思うんですけど。
- 委員 この審議会でそういう意見が出たということ記録に残すということで。
- 委員 委員の懸念は議事録に残すということにして、審議会としての意見をまとめたいと思います。
- 中学校給食にかかる予約管理や給食費の徴収管理に必要な情報の収集・提供を受け、電子計算機処理をすることは同事業の円滑な実施において不可欠であり、市民サービスの向上を図ることから公益に資するものであると考えられます。また個人情報の保護も徹底されるということですので、審議会の意見としましては妥当としたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員 異議なし。

⑦番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について

事務局から番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について、条例第 33 条第 2 項に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその番号法制定等に伴い本市が講じる必要がある措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 制度審議部会を新たに設置する提案がございましたが、神戸市個人情報保護審議会運営要綱第 5 条で「運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める」とあります。そこで 3 点についてお諮りしたいと思います。
- まず一点目ですが、制度審議部会を設置することについて意見はございませんでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 ご意見がないようですので、設置については承認されました。
- 次に制度審議部会の審議にあたって、運営に関して必要な事項を規定した制度審議部会運営要綱を定める必要がありますが、既に、国の個人情報保護法等の制定に伴う本市の個人情報保護制度のあり方について審議する制度審議部会を、平成 15 年に設置し運営要綱を定めております。同運営要綱の第 3 条第 1 項で規定する調査審議対象を、この度の市長からの本日付の諮問事項に改正する形で対応したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、制度審議部会運営要綱第 3 条第 1 項についてはそのように改正させていただきます。

最後に部会委員の指名に関して、制度審議部会運営要綱第 2 条第 2 項に「制度審議部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する」とありますので僭越ながら 5 名の委員を指名させていただきます。

○委員 異議なし。

○委員 ありがとうございます。それでは本諮問案件に係る今後の審議方法は以上のとおりとさせていただきます、今後は制度審議部会において取扱いたいと思います。

以上をもちまして本日予定された議事は終了いたしました。最後の案件を除く 6 件についての市長への答申文につきまして審議会としての方向性は妥当とであると結論をいただいておりますので、文言等についての調整は一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

事務局から、前回の審議会で答申をいただいた、特定個人情報保護評価の第三者点検を神戸市個人情報保護審議会に所掌事務に追加する神戸市個人情報保護条例の改正案について実施したパブリックコメントの結果について、市民からのご意見は寄せられなかったため、原案をもって、条例改正案を議会へ提出をおこなう旨の報告を行った。

○委員 これをもちまして、第 63 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。